官

第三十七条を次のように改める。 (登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規 N- - 別記を見からして、以下この条におにより登録の申請をした者 (以下この条にお三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定 おいて、登録に関して必要な手続は、経済産 その登録をしなければならない。この場合に 掲げる要件のすべてに適合しているときは、 不省令で定める。 て「調査機関登録申請者」という。)が次に

実施し、その人数が前条第二項の区分ごと に十名以上であること。 次のいずれかに該当する者が調査業務を

又は旧大学令 (大正七年勅令第三百八十 事した経験を有し、かつ、独立行政法人 口において同じ。)に通算して四年以上従 工業所有権情報・研修館が行う研修を修 八号)に基づく大学を卒業した者であっ 六号)に基づく大学 (短期大学を除く。) 了したもの 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十 科学技術に関する事務 研究を含む。

験を有し、かつ、イの研修を修了したも する事務に通算して六年以上従事した経 校を卒業した者であって、科学技術に関 十六年勅令第六十一号) に基づく専門学 高等専門学校又は旧専門学校令 (明治三 学校教育法に基づく短期大学若しくは

及び経験を有する者 イ及び口に掲げる者と同等以上の知識

されているものとして次のいずれかに該当調査機関登録申請者が、特定の者に支配 ラムを有すること。 電子計算機及び調査業務に必要なプログ

するものでないこと。 は有限会社の子会社であること。 調査機関登録申請者が他の株式会社又

は職員(過去二年間にその同一の者の役有する社員)に占める同一の者の役員又 員又は職員であった者を含む。)の割合が 又は合資会社にあっては、業務執行権を 一分の一を超えていること。 調査機関登録申請者の役員 (合名会社

2 に掲げる事項を記載してするものとする。 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次 登録年月日及び登録番号

7

並びに法人にあっては、その代表者の氏名

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

四三 登録を受けた者が調査業務を行う事業所 登録を受けた者が調査業務を行う区分

機関」を「登録調査機関」に、前条第一号」を 録調査機関」に改め、同条第二項中「指定調査 前条第一項第一号」に改める。 第三十八条第一項中「指定調査機関」を「登

二十九条第一項」を「第二十八条」に、第十九 るのは「特許出願人」と、第二十五条」に、「第 おいて準用する第十八条」に、第二十七条、第 機関」に「第二十六条中「特許等関係法令」と を「第三十七条第一項各号」に改める。 各号」に、第三十七条第一号から第四号まで」 条第一号から第三号まで」を「第十九条第一項 条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあ に、第二十五条及び第二十六条」を「第二十四 二十九条第二項」を「第二十六条、第二十九条」 三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条に 十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第 律若しくはこれらの法律に基づく命令」を「第 あるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法 十九条の二、」に、「指定調査機関」を「登録調査第三十九条中「第十八条、」を「第十八条、第

に改める。 指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」 第四十条第二項から第四項まで及び第六項中

十六条第一項」に改める。 第四十三条中「第二十七条第一項」を「第1

関」に改める。 査機関」を「登録情報処理機関又は登録調査機

報処理機関又は登録調査機関」に改め、 定情報処理機関又は指定調査機関」を「登録情第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「指 |号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第 同条第

第四十六条(第二十四条第一項(第三十九条に おいて準用する場合を含む。)の規定に違反し る場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者 四条第二項各号 (第三十九条において準用す 記載をし、又は正当な理由がないのに第二十 記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に

九条の十一)」

第四十四条中「指定情報処理機関又は指定調

項」に改める。

第六章中第四十五条の次に次の一条を加え

は、二十万円以下の過料に処する。

る法律の一部を次のように改正する。 目次中、登録情報処理機関及び登録調査機関

査機関 (第三十六条―第三十九条)」を「 を「登録情報処理機関等」に「第二節(登録調

に改める。

う。)」を加え、同条に次の二項を加える。 下に(以下この条において「特許公報等」とい 気ディスク等」に改め、同条中「商標公報」の第十三条の見出し中「磁気ディスク」を「磁 びに第十三条第二項及び第三項」を加える。 第三条第二項中「第五条第三項」の下に「並 回線で接続した電子情報処理組織をいう。 する者の使用に係る電子計算機とを電気通信 条第二項に規定する情報の提供を受けようと ては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同 第二条第一項に次のただし書を加える ただし、第十三条第二項及び第三項におい

る方法によりすることができる。 る電子計算機に備えられたファイルに記録す 該情報の提供を受けようとする者の使用に係 子情報処理組織を使用して送信し、これを当 を、経済産業省令で定めるところにより、電算機に備えられたファイルに記録された情報 べき事項であって特許庁の使用に係る電子計 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載す

の使用に係る電子計算機に備えられたファイ行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁 に行われたものとする。 る電子計算機から送信し得る状態となった時 の使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係 の提供を受けようとする者の求めに応じてそ ルに入力し、当該ファイルに記録された情報 前項に規定する方法による特許公報等の発

第四章に次の一節を加える。 第四章の章名を次のように改める。 登録情報処理機関等

先行技術調査業務) 第三節 特定登録調査機関

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官 の技術の分野に属する発明又は考案に関する 者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一 から特に登録を受けて、特許出願人その他の

第四条 工業所有権に関する手続等の特例に関す 載した調査報告をその者に交付する業務(以 調査であって政令で定めるものを行い、その 結果を経済産業省令で定めるところにより記

特定登録調査機関(第三十九条の二―第三十登録調査機関(第三十六条―第三十九条) 第第三節節

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願につ

(手数料の特例)

下「先行技術調査業務」という。)を行うこと

を受けた者 (以下「特定登録調査機関」とい

いて出願審査の請求をする者が、前条の登録

第三十九条の四(第三十九条の二の登録は、 を行おうとする者の申請により行う。 省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務 済産業省令で定めるところにより、経済産業 り納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減 の請求をしたときは、政令で定めるところに う。)が交付する同条の調査報告を提示してそ することができる。 より、特許法第百九十五条第二項の規定によ (登録)

経

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定に の登録に関して必要な手続は、経済産業省令 者であるときは、第三十九条の二の登録をし 分について登録調査機関の登録を受けている なければならない。この場合において、同条 より登録の申請をした者がその申請に係る区 (登録の基準)

関登録簿に次に掲げる事項を記載してするも で定める。 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機

登録年月日及び登録番号

三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行 並びに法人にあっては、その代表者の氏名二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 う事業所の名称及び所在地 登録を受けた者が先行技術調査業務を行

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三十九条の六の特定登録調査機関は、 その先行技術調査業務を行わなければならな は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、 **術調査業務を行うべきことを求められたとき**

行うときは、調査業務実施者に実施させなけ ればならない。 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を